

# インドにおける対応外国出願情報提出義務 8条(2)に関する調査, 研究

国際第4委員会  
第1小委員会\*

**抄 録** 近年, 日本からインドへの特許出願件数が伸びているが, インド特許法第8条2項に記載されている対応外国出願情報提出義務(以下, 8条(2))への対応が日本企業にとって負担となっている。その為, 日本知的財産協会は8条(2)についてインド特許庁へ負担軽減策の検討を申し入れ, 2016年度訪問代表団派遣時にWIPOから取得可能な情報は要求しないなどの要求の簡略化による負担軽減策を検討するとのコメントを得た<sup>1), 2)</sup>。そこで, PCTルートでの最初の審査報告(FER)における記載の変化を調査し, 検討された負担軽減策の検証を行なった。本稿では, 8条(2)の運用実態を把握・検証し, 実務上の留意点を取りまとめた。

## 目 次

1. はじめに
2. 調査条件の設定
  2. 1 調査期間および調査対象
  2. 2 調査方法
  2. 3 調査項目の設定
3. 一次調査
  3. 1 管轄庁での傾向分析
  3. 2 技術分野での傾向分析
4. 二次調査
  4. 1 審査管理官毎の傾向分析
  4. 2 記載内容の分析
  4. 3 記載箇所についての注意点
5. おわりに

## 1. はじめに

近年, 日本からインドへの特許出願件数<sup>3)</sup>が伸びているが, 8条(2)への対応は, インドに出願を行う企業にとって負担となっている。

インド特許法における8条(2)の条文は以下のようにになっている。

At any time after an application for patent

is filed in India and till the grant of a patent or refusal to grant of a patent made thereon, the Controller may also require the applicant to furnish details, as may be prescribed, relating to the processing of the application in a country outside India, and in that event the applicant shall furnish to the Controller information available to him within such period as may be prescribed.

(翻訳文: インドにおける特許出願後であって, それについての特許付与又は特許付与拒絶まではいつでも, 長官は, インド以外の国における出願の処理に関する所定の明細を提出することを出願人に要求することもでき, その場合, 出願人は, 自己に入手可能な情報を所定の期間内に長官に提出しなければならない<sup>4)</sup>。)

8条(2)は, インド出願後から特許付与または拒絶までの間, FERへの記載等で要求があった場合に, 対応外国出願の情報提出を出願人へ

\* 2017年度 The First Subcommittee, The Fourth International Affairs Committee

義務付ける内容となっている。出願人が提出すべき書類は、国際調査報告、拒絶理由通知、意見書、補正書、引用文献、特許査定または拒絶査定等の通知等とされ、関連特許についても同様な書類の提出を現地代理人から勧められることもある。また、提出する書類が英語でない場合は、規則9<sup>5)</sup>に基づき英訳を提出する必要がある。

上記書類を提出しなかった場合、異議申立や取消の理由になるおそれがあり、知的財産審判委員会（IPAB）の審決で8条(2)の要件を満たしていない点を含む複数の理由により実際に取消となった事例もある（インド特許第213608号）。上記のようなことから、8条(2)への対応はインドに出願を行う日本企業にとって負担となっており、日本知的財産協会（以下、JIPA）においても、これまでアジア戦略プロジェクトのインド特許庁への訪問代表団派遣時において、8条(2)の出願人負担軽減策の検討を申し入れていた。2017年2月にデリー特許庁の責任者より「WIPOケースで閲覧可能な案件は8条(2)の要求を簡略化する」とのコメントを得た<sup>2)</sup>。

本稿は現地代理人事務所を含め、日本特許庁、インド特許庁審査官との意見交換から得た8条(2)に関する内容を整理し、議論して執筆したものである。2017年度国際第4委員会第1小委員会の野田京子副委員長（キヤノン）、中尾義和（ダイキン工業）、藤澤浩幸（三菱マテリアル）、牧野留美（トヨタテクニカルディベロップメント）が執筆した。

## 2. 調査条件の設定

上記2016年度のJIPAアジア戦略プロジェクトの訪問代表団報告<sup>2)</sup>によると、審査効率化の一環として、審査官がWIPOのデータを参照できるようにインド特許庁のデータベースが改良され、2017年4月以降は、8条(2)に関する出願人の負担が軽減されていることが見込まれる。

WIPOでの情報取得が可能な場合、この条件付ではあるものの、8条(2)の情報提供が緩和されることは、出願人としては負担軽減へつながると考えられる為、本小委員会においてインド、デリー特許庁の責任者がコメントしている8条(2)に関する要求の簡略化状況の実態について検証を行うこととした。

8条(2)の情報提供の運用実態上の変化を検証するため、インド特許庁が発行するFERの記載内容を調査し、8条(2)の要求有無、更に、記載があった場合はどのような文言で8条(2)の記載が行われているのか等を調査の内容とした。

今回の調査においては、実際に発行されたFERにて8条(2)の要求有無、記載内容等を検証するため、FERの内容を閲覧可能であるインド特許庁のウェブサイト、Dynamic FER<sup>6)</sup>を利用した（図1参照）。

当該ウェブサイトでは、FER発行月、管轄庁（デリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイ）、技術分野（電気、バイオ、化学、機械）毎にFERの一覧を閲覧することが可能である。

### 2. 1 調査期間および調査対象

#### (1) 調査期間

予備調査では、2016年4月発行分よりDynamic FERの下段（New Format FER）に件数が表示されており、FERの新書式への切り替えが始まったことが窺えた。その後、2017年4月にほぼ全件が新書式に切り替わっており（図1参照）、2017年4月～9月の6カ月分を調査対象期間とした。

#### (2) 調査対象と件数

当初は、パリ優先ルートをも調査対象としていたが、インド国内居住者による出願、外国からの第1国出願等との区別が困難であった。また、8条(2)の簡略化対象はWIPOケースとのことであり、これをPCT経由の案件と理解し、

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

Dynamic First Examination Report (FER) displaying utility-

Month  YEAR

FERs issued in 'April', '2017'

Old Format FER

GROUP	Delhi	Mumbai	Kolkata	Chennai
Electrical/Electronics	1	0	0	1
Biotechnology	0	0	0	0
Chemistry	0	1	0	0
Mechanical	0	1	0	2

New Format FER

GROUP	Delhi	Mumbai	Kolkata	Chennai
Electrical/Electronics	540	95	160	435
Biotechnology	136	3	56	70
Chemistry	325	21	104	312
Mechanical	391	127	277	184

Disclaimer:-

The utility displays the FERs that have been generated in the respective examination groups during the specified period. Count of FERs are displayed dynamically (Real time basis) and actual output should be referred in RFD documents published by CGPDTM. Descripancy if any should be communicated to respective Patent Office at: delhi-patent@nic.in, mumbai-patent@nic.in, chennai-patent@nic.in, kolkata-patent@nic.in

\* Kindly use Internet Explorer or Mozilla Firefox if the FER PDF are not viewable in Chrome

図1 Dynamic FERの画面

PCTルートからの移行案件のみを調査対象とし経時変化を実際のFERで確認することとした。また、PCTルートからの移行案件は、出願番号に国内移行の略称「NP」を含むため、出願番号でPCTルートからの移行案件を判別した<sup>7)</sup>。

Dynamic FERにおいて、パリ優先ルート出願およびPCTルートからの移行案件の合計件数は表1に示した通りである。実際の調査はウェブサイト上で検索を行った上記の案件を母集団としてこの一覧を表示させ、出願番号より移行案件を判別し、各管轄庁および技術分野毎に、最低30件を並び順の上位から抽出した<sup>8)</sup>。母集団の数やPCTルートからの移行件数が、発行月、管轄庁およびPCTからの移行案件で30件に満たない場合は、対象案件全件を調査対象とした。調査を行った対象案件の総数が少なくとも100件を満たすように調査対象の抽出を行ったが、

全件を調査対象としても100件に満たない管轄庁、技術分野はムンバイのバイオ分野であった。調査対象案件総数を表2に示す。

表1 管轄庁別、技術分野別FER発行件数 (2017年4月～9月)

技術分野	デリー	ムンバイ	コルカタ	チェンナイ
電気	3,331	1,081	1,441	3,835
バイオ	1,067	113	399	623
化学	3,419	820	1,141	2,207
機械	2,431	1,018	1,705	1,178

表2 調査対象案件総数 (2017年4月～9月)

技術分野	デリー	ムンバイ	コルカタ	チェンナイ
電気	180	301	180	200
バイオ	180	69	180	180
化学	181	182	180	180
機械	180	272	180	180

## 2. 2 調査方法

上記で抽出したFERについて、8条(2)の要求有無、記載内容の検証を行った。記載内容については傾向分析を行うことができると考え、実際の記載のまま抽出し、分類することとした。8条(2)の項目についてはFER内における記載箇所や記載内容が統一されてはおらず、FERの記載内容全体を確認する必要があった。

## 2. 3 調査項目の設定

Dynamic FERから以下の項目を調査項目として選定し、傾向分析を行うこととした。発行月、管轄庁（デリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイ）、技術分野（電気、バイオ、化学、機械）、8条(2)の要求有無、記載内容の5項目を選定した。一次調査結果を分析し、調査対象項目の追加を行った。

また、「特許出願の調査および審査のためのガイドライン」<sup>9)</sup>には、審査報告の起案方法が記載されており、審査官（Examiner）は審査報告書を審査管理官（Controller）に提出する旨も記載されていることから、二次調査においては、審査管理官名を調査項目として追加した。さらに、実際の記載様式や文言から、傾向だけでなく出願人にとっての留意点も合わせて調査、研究対象とした。

## 3. 一次調査

調査を行った3,005件のFERのうち、8条(2)の要求がなされたものは1,298件と、実に約43%にも上ることが分かった。月毎の推移を図2に示す。7月に減少傾向がみられたが、その後は40～50%で推移していた。

この傾向が4つの管轄庁の間、および4つの技術分野（電気、バイオ、化学、機械）の間で差があるかどうかを一次調査として実施した。

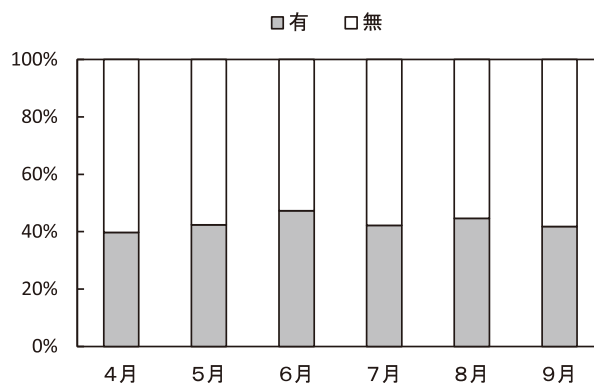


図2 8条(2)要求率の推移

## 3. 1 管轄庁での傾向分析

4つの管轄庁で8条(2)要求の傾向に差があるかどうかを調査した。インドでは、出願を受理した管轄庁の略称が出願番号に記載されるため（「1234/DEL/2015 等」）、管轄庁を判別できる。管轄庁毎の傾向を図3に示す。

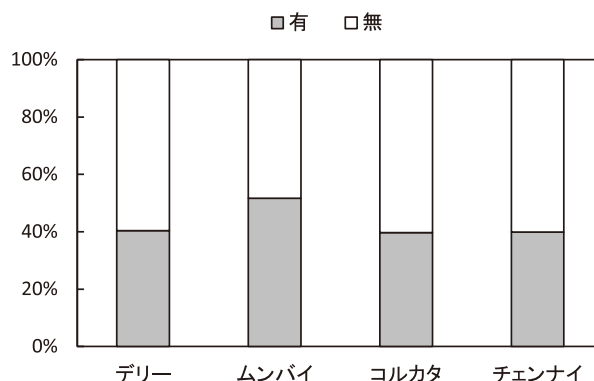


図3 管轄庁毎の8条(2)の要求率

その結果、デリー、コルカタ、チェンナイは約40%程度の要求率であり、特に顕著な差は見られなかったものの、ムンバイだけは50%以上の要求率であった。

しかしながら、近年インド特許庁では、出願を受理した管轄庁以外が審査を行うことがあり、管轄庁間での審査の進み具合の平均化が推察され<sup>10)</sup>、管轄庁による分析では傾向が見られないことが分かった。

またFERの記載からも管轄庁の枠を超えて審

査が行われていることが窺え、出願人としては、例えばデリー管轄庁による審査を期待してデリー管轄庁へ出願しても、期待通りにデリー管轄庁による審査を受けることができるとは限らないことが分かった<sup>10)</sup>。

### 3. 2 技術分野での傾向分析

8条(2)要求率の推移について、技術分野別に分析した結果を図4に示す。

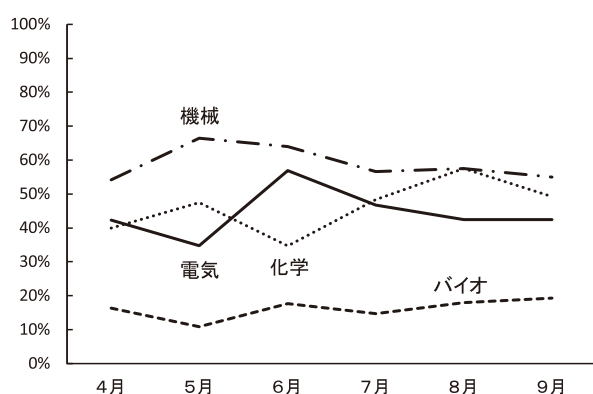


図4 8条(2)要求率の推移

技術分野での傾向で特筆すべき点は、バイオの8条(2)要求率が他分野と比べて低く、調査期間(6ヶ月)を通じて20%未満であったという点である。化学と電気は50%前後で推移していたが、機械は60%前後で推移していた。また、調査期間の通算では、バイオが16%、電気が44%、化学が46%、機械が60%であった。

上記の調査結果から、本稿の調査目的の一つであったJIPAとインド特許庁との意見交換会が行われた後の2017年4月以降の状況変化については、改善傾向は認められなかった。

## 4. 二次調査

### 4. 1 審査管理官毎の傾向分析

上述の通り、「特許出願の調査および審査のためのガイドライン」<sup>9)</sup>には、審査報告の起案方法が記載されており、審査官(Examiner)

は審査報告書を審査管理官(Controller)に提出する旨が記載されていることから、審査管理官単位の特徴を分析した。

図5に、各審査管理官のFER発行件数と8条(2)の要求率の関係を技術分野別に示す。図5に表示される通り、8条(2)の要求をまったく行わない審査管理官、ごく稀に要求する審査管理官、ほぼ全件で要求する審査管理官など、審査管理官の特徴が多岐にわたっていることが分かった。

技術分野毎に見ると、バイオの審査管理官は総じて、他の技術分野に比べて8条(2)の要求を行わない傾向にある。一方、バイオ以外の電気・機械・化学では要求率の高い審査管理官から要求率の低い審査管理官まで幅広く存在していた。

特に、電気・機械では8条(2)の要求率が高い審査管理官が数多くの案件を担当しており、このことが他の技術分野に比べて8条(2)の要求率が高くなっている要因と推察される。つまり、各技術分野における要求率の差異は、審査管理官個人の裁量に依存していることが窺われ、インド特許庁の8条(2)要求簡略化による負担軽減策は審査管理官レベルにまで浸透しているとは言い難い印象を受けた。

審査管理官は、どのような基準に基づいて8条(2)の要求の有無を決定しているのかを推測すべく、8条(2)の要求率が10%前後の審査管理官の審査案件の対応外国出願の出願状況を調査した。その結果、対応外国出願にグローバルシエで参照可能な五大特許庁が含まれている案件、対応外国出願が英語圏の国のみの案件等、状況は様々であり、それらの情報を考慮しても、審査管理官が何らかの方針に基づいて8条(2)要求の有無を区別しているようには窺われなかった。

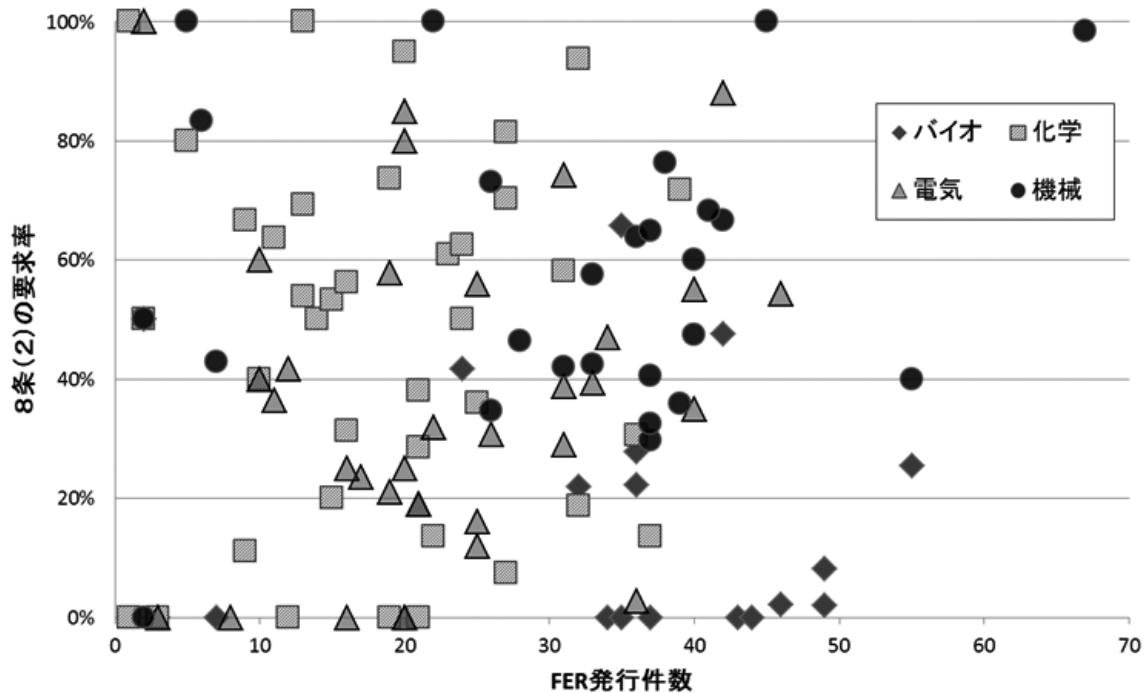


図5 審査管理官別の8条(2)要求分布

## 4. 2 記載内容の分析

上記のように、8条(2)の要求は、調査した3,005件中1,298件に記載されていた。また、8条(2)の要求は、定型文と非定型文とに分類できた。定型文と考えられる8条(2)の要求は、例えば以下の様な記載がある(下線は筆者による)。

<8条(2)の定型文の一例>

Details regarding the search and/or examination report including claims of the application allowed, as referred to in Rule 12 (3) of the Patent Rule, 2003, in respect of same or substantially the same invention filed in all the major Patent offices along with appropriate translation where applicable should be submitted within a period of Six months from the date of receipt of this communication as provided under section 8(2) of the Indian Patents Act.

8条(2)の定型文の類型には、上記“all the major Patent offices”のように特許庁を指定するものと、対応出願国や特許庁を指定しないものがあり、それら定型文の記載があるものは1,298件中1,137件を占めていた。その詳細を以下に示す。

① 指定なし	18件
② all the major Patent offices	517件
③ all countries outside India	355件
④ such as USPTO, EPO and JPO ~	207件
⑤ all the major countries	27件
⑥ any one of ~	11件
⑦ any of ~	1件
⑧ all Patent offices ~	1件

①~⑧のいずれの類型で要求するかは、審査管理官毎の傾向があり、1類型のみ、数件のみ別の類型を選択、2つの類型を半々で選択、3~4つの類型から選択等、様々であった。なお、

⑥を選択した審査管理官は2名、⑦と⑧は1名であった。

定型文が選択されている場合も詳細としてあげたように審査結果の提出を求める対応国，対応国審査庁の指定も一律ではなく，定型文化され，類型分類もできるものの，どの対応国が指定されているかなど，出願人としては留意する必要があると思われる。

非定型文が記載されている161件は，所定の方法での提出を要求するもの，FORM3の提出とともに提出を要求するもの，審査管理官の独自形式等であった。

### 4.3 記載箇所についての注意点

FERの記載は大きく3つにパート分けされており，各パートの見出しは以下の通りである。

#### PART- I SUMMARY OF THE REPORT

#### PART- II DETAILED TECHNICAL REPORT

#### PART- III FORMAL REQUIREMENTS

各パートの記載例を図6～図8に示す。8条(2)の要求は，FERのPART- IIIの表中に記載されているケース（図8参照）が大多数であったが，PART- IIの最後の**OTHERS REQUIREMENTS**の文章中に記載されているケース（図7参照）も比較的多かった。また，PART- Iの表中に記載されているケースもあった（図6参照）。

記載箇所が定型化されているとは限らないため，確認する箇所を固定化せず，8条(2)の要求有無についてはFERの記載全体を確認する必要がある。

更に，明らかに8条(2)の文言を含む文章が

#### PART-I: SUMMARY OF THE REPORT

Sl. No.	Requirements under the Act	Claim Numbers	Remarks
8.	Other requirement(s): 1). Details regarding the search and/or examination report including claims of the application allowed, as referred to in Rule 12(3) of the Patent Rule, 2003, in respect of same or substantially the same invention filed in all countries outside India along with appropriate translation where applicable, should be submitted within a period of Six months from the date of receipt of this communication as provided under section 8(2) of the Indian Patents Act.2). Details regarding application for Patents which may be filed outside India from time to time for the same or substantially the same invention should be furnished within Six months from the date of filing of the said application under clause(b) of sub section(1) of section 8 and rule 12(1) of Indian Patent Act.3). If any amendment is necessitated in the complete specification then it is required to clearly identify (submission of marked copy) the amendments carried out and to indicate the portion (page no and line no) of the complete specification as filed on which these amendments are based on. Further the pages wherever amendments are carried out need to be freshly typed on white pages and to be filed in duplicate.		

#### PART-II: DETAILED TECHNICAL REPORT

##### A. List of documents cited:

Sl.no	Details of documents	Priority date	Publication date	Relevant description (page and paragraph no.) of cited document	Relevant claims of cited document	Claims of alleged invention
A	Patent literature					

図6 PART- I への記載例

**PART-II: DETAILED TECHNICAL REPORT**

A. List of documents cited:

Sl.no	Details of documents	Priority date	Publication date	Relevant description (page and paragraph no.) of cited document	Relevant claims of cited document	Claim allege invent

**OTHERS REQUIREMENTS:**

(xix) (1).Details regarding the search and/or examination report including claims of the application allowed, as referred to in Rule 12(3) of the Patent Rule, 2003, in respect of same or substantially the same invention filed in all countries outside India along with appropriate translation where applicable, should be submitted within a period of Six months from the date of receipt of this communication as provided under section 8(2) of the Indian Patents Act.(2).Details regarding application for Patents which may be filed outside India from time to time for the same or substantially the same invention should be furnished within Six months from the date of filing of the said application under clause(b) of sub section(1) of section 8 and rule 12(1) of Indian Patent Act.(3).If any amendment is necessitated in the complete specification then it is required to clearly identify (submission of marked copy) the amendments carried out and to indicate the portion (page no and line no) of the complete specification as filed on which these amendments are based on. Further the pages wherever amendments are carried out need to be freshly typed on white pages and to be filed in duplicate.

**PART-III: FORMAL REQUIREMENTS**

Objections	Remarks
Statement & Under Taking (Form 3 Details)	Details regarding foreign filing filed vide letter dated 17.01.2014 cannot be taken on record as said details have not been submitted within prescribed period as mentioned in rule 12(2) of the Patents Rules, 2003 (as amended).
Power of Attorney (Whether GPA, SPA, Stamped, requisite fee etc.)	GPA in favour of signatories should be submitted.
Format of Drawings	The Drawings referred to in the specification should be prepared in accordance with the instructions contained in the Rule 15 of the Patent Rules, 2003(as amended in 2006).

図7 PART - II への記載例

**PART-III: FORMAL REQUIREMENTS**

Objections	Remarks
Statement & Under Taking (Form 3 Details)	Details regarding application for Patents which may be filed outside India from time to time for the same or substantially the same invention should be furnished within Six months from the date of filing of the said application under clause (b) of sub section(1) of section 8 and rule 12(1) of Indian Patent Act. Details regarding the search and/or examination report including claims of the application allowed, as referred to in Rule 12(3) of the Patent Rule, 2003, in respect of same or substantially the same invention filed in all countries outside India along with appropriate translation where applicable, should be submitted within a period of Six months from the date of receipt of this communication as provided under section 8(2) of the Indian Patents Act.
Translation of Pr.Document (Certified Copy etc.)	Certified copy of priority document must be submitted u/r 21(2) of the patent act.
Other Deficiencies	1.Form 1 should be in prescribed format. 2.Complete specification pages should be renumbered.

図8 PART - III への記載例



欠落しているものの、実質的に8条(2)の要求とみなせるケースが前記1,298件とは別に6件あった。具体的には、6件とも文末の「the date of receipt of ~ under section 8(2) of the Indian Patents Act.」が欠落していた。

上記の記載実態は、8条(2)の要求の見落としに繋がるケースが想定され、出願人側としても注意が必要である。

## 5. おわりに

上述した通り、インド、デリー特許庁の責任者の見解では8条(2)に係る出願人側の負担を軽減するため、WIPOケースで閲覧可能な案件について8条(2)の要求を簡略化するとコメントしており、今回の調査では、その運用実態を確認するため、FERに記載された8条(2)の要求の分析を行った。

おそらく多くの出願人は、8条(2)の簡略化と聞いて、少なくともPCTルートの移行案件では8条(2)の要求が大幅に減ることを期待していたものと推察される。しかしながら、実態としてはWIPOケースで閲覧可能な案件であっても半数近い43%の案件に対して8条(2)が要求されていることが分かった。

一方で、殆ど8条(2)の要求をしない審査管理官がいることも調査の結果から分かった。しかしながら、審査管理官が8条(2)の要求の要否判断をどのような基準に基づいて行っているかについては、調査を行ったものの、はっきりとした傾向を掴むことはできなかった。

この結果は、インド特許庁審査官との意見交換においてインド特許庁審査官が、「8条(2)の要求判断は審査管理官の裁量に委ねられており、特にガイドラインは設けられていない」とのコメントとも繋がっている。

インド、デリー特許庁の責任者がコメントしている8条(2)の簡略化を実態面で効果として実感するに至っていない要因の一つは、8条(2)

の要求の要否を判断する為のガイドラインが設けられていないことにあると推察される。上述の通り、審査管理官によっては、米国や欧州などといったWIPOより比較的容易に審査経過を取得可能ではないかと思われる国のみをファミリーに持つ出願に対しても、8条(2)の要求が行われていることから、審査管理官毎の8条(2)要求の要否判断にバラツキが大きいことが窺える。

今後、インド特許庁によって8条(2)の運用ガイドラインが策定され、審査管理官毎の8条(2)要求の要否判断のバラツキが解消されることにより、少なくともPCTルートの移行案件以外に対してのみ8条(2)の要求がなされるようになることが大いに期待される。

一方、出願人側としては、上述のようにPCTルートの移行案件であっても半数近い案件に対して8条(2)の要求が行われることを踏まえた上で、それぞれの出願人においても個別に8条(2)対応策の策定・運用を継続する必要があると考える。更に今回の調査で分かったように、一概に8条(2)の要求といっても、要求されている対象出願国や特許庁についても上述したように記載内容は異なっており、この点も十分に踏まえて8条(2)の要求への対応を考える必要があると考える。

加えて、インド特許庁側の動向を継続的にウォッチングし、インド特許庁との意見交換を継続していくことが望まれる。

今回の調査を通して得た情報および分析結果が各出願人におけるインドでの権利化活動、特に8条(2)の要求への対応を検討する上で一助になれば幸いである。

## 注 記

- 1) 2015年度アジア訪問代表団報告 (2016年7月)  
2015年度アジア戦略プロジェクト  
フィリピン・マレーシア訪問代表団

- インド訪問代表团  
(日本知的財産協会 資料 第465号)
- 2) 2016年度アジア訪問代表团報告 (2017年6月)  
2016年度アジア戦略プロジェクト  
ミャンマー・タイ訪問代表团  
インドネシア訪問代表团  
インド訪問代表团  
(日本知的財産協会 資料 第479号)
- 3) インド特許庁 Annual Report 2015-2016  
[http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPOAnnualReport/1\\_93\\_1\\_Annual\\_Report\\_2015-16\\_English.pdf](http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPOAnnualReport/1_93_1_Annual_Report_2015-16_English.pdf)
- 4) <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/india-tokkyo.pdf>
- 5) [https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/india-tokkyo\\_kisoku.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/india-tokkyo_kisoku.pdf)
- 6) Dynamic FERウェブサイト  
<http://ipindiaservices.gov.in/FERstatus/>  
インド特許庁のメインページからは、  
E-Gateways → Dynamic Utilities → Dynamic FER View
- 7) 新形式の出願番号も存在したが、これらは国内居住者等による早期審査と判断し、調査対象から外した。
- 8) Dynamic FERでの並び順は、FERの発行日、出願番号の順ではなく、上位から選んでも問題ないと判断した。
- 9) 「特許出願の調査および審査のためのガイドライン」インド特許庁特許意匠商標長官室2015年3月公表 (JETRO日本語仮訳)  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/in/ip/pdf/guidelines\\_DraftSearchExamination\\_04March2015\\_jp.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/guidelines_DraftSearchExamination_04March2015_jp.pdf)  
第9章に審査報告の起案方法が記載されており、審査官 (Examiner) は審査報告書を審査管理官 (Controller) に提出する旨が記載されている。
- 10) AIPPI (2016) Vol.61 No.12 p.1054 「近年におけるインド特許規則改正 - 実務への影響と考察 -」3章 (8) に管轄庁についての記載がある。2013年規則改正により、特許庁の都合で管轄庁の変更ができると規定された (規則4 (3)) とのこと。したがって、管轄庁を選択することについては、現時点では意味がない。  
2017年7月発行分より、FERに審査管理官の所属管轄庁 (Controller Location) が記載されている。この情報は、管轄庁の枠を超えて審査を行っていることを裏付けている。  
(URL参照日はすべて2018年11月21日である。)
- (原稿受領日 2018年9月25日)